

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 添付書類一覧等
 (介護予防)小規模多機能型居宅介護)

※赤字は、指定の様式を使用してください。

※★は、LIFEへの登録が「なし」の場合は算定できないことがあります。

加算の種類	項目	必要な書類または算定要件等
体制届提出時に必ず必要なもの	—	<ul style="list-style-type: none"> ・(様式1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・(別紙1-3-2) (介護予防)小規模多機能型居宅介護) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
地域区分	—	・宇城市の場合、「5 その他」を選択
職員の欠員による減算の状況	減算開始 または 減算解消	<ul style="list-style-type: none"> ・標準様式1_勤務表_小規模多機能型居宅介護 ・(介護職員以外の場合) 資格証の写し(減算解消の場合のみ)
高齢者虐待防止措置実施の有無	基準型	・委員会の開催記録、指針、研修の記録及び担当者が確認できるもの
業務継続計画策定の有無	基準型	・感染症及び災害に係る業務継続計画の写し
特別地域加算	あり	なし
中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	該当	なし
認知症加算	なし 以外 ※ⅢとⅣ は届出 不要	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(別紙44) 認知症加算(Ⅰ)・(Ⅱ)に係る届出書 ・認知症介護実践リーダー研修修了証の写し、または認知症ケアに関する専門性の高い看護師であることを証明する書類の写し <p>【加算Ⅰ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護指導者養成研修修了証の写し、または認知症ケアに関する専門性の高い看護師であることを証明する書類の写し ・認知症ケアに関する研修計画または研修を行った記録の写し(介護職員、看護職員ごと)
若年性認知症利用者受入加算	あり	なし
看護職員配置加算	なし 以外	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準様式1_勤務表_小規模多機能型居宅介護 <p>【加算Ⅰ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師の資格証の写し <p>【加算Ⅱ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・准看護師の資格証の写し <p>【加算Ⅲ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員(看護師or准看護師)の資格証の写し
看取り連携体制加算	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・(別紙13) 看取り連携体制加算に係る届出書 ・標準様式1_勤務表_小規模多機能型居宅介護 ・看護師の資格証の写し ・看護師と24時間の連絡体制が確保されていることが確認できる書類 ・看取りに関する指針と同意書(任意様式)
訪問体制強化加算	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・(別紙45) 訪問体制強化加算に係る届出書 ・標準様式1_勤務表_小規模多機能型居宅介護
総合マネジメント体制強化加算	なし 以外	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(別紙42) 総合マネジメント体制強化加算に係る届出書 <p>【加算Ⅰ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記届出書の⑤を実施していることが確認できる書類の写し
科学的介護推進体制加算★	あり	なし

生産性向上推進体制加算	なし 以外	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（別紙28）生産性向上推進体制加算に係る届出書 ・委員会の議事録等の写し <p>【加算Ⅰ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（別紙28関連）（別紙2）生産性向上推進体制加算（1）の算定に関する取組の成果
サービス提供体制強化加算	なし 以外	<ul style="list-style-type: none"> ・（別紙14-5）サービス提供体制強化加算に関する届出書 ・（添付書類14-5）算定要件確認表（サービス提供体制強化加算）（小規模多機能居宅介護） ・標準様式1_勤務表_小規模多機能型居宅介護 ・介護福祉士等の資格または勤続年数が確認できる書類の写し ・従業者についての個別具体的な研修の目標、内容、研修機関、実施時期等を定めた計画の写し
LIFEへの登録	あり	なし
割引	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・（別紙5-2）地域密着型サービス事業者または地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について